

再公示：次の案件については、2月15日に公示しましたが、契約交渉相手方を選定できなかったため再公示いたします。

公示番号：161100

国名：モザンビーク

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

案件名：魚市場運営管理・水産物衛生改善

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：魚市場運営管理・水産物衛生改善
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年9月上旬から2018年8月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.65M/M、現地 4.33M/M、合計 4.98M/M
- (3) 業務日数：

- | | | | | | |
|------------|----|------|------|------|----|
| ① 第1次 国内準備 | 5日 | 現地業務 | 40日 | 国内整理 | 2日 |
| ② 第2次 国内準備 | 1日 | 現地業務 | 45日 | 国内整理 | 2日 |
| ③ 第3次 国内準備 | 1日 | 現地業務 | 45日 | 国内整理 | 2日 |
| (合計) | 7日 | | 130日 | | 6日 |

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月9日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年8月22日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

- ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務	魚市場の運営管理業務および水産物流通
対象国／類似地域	モザンビーク／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

モザンビークの経済成長率は近年 6～8%で推移している。モザンビークの年間漁獲量約 12.3 万トンのうち約 8 割を約 28 万人の零細漁民による漁獲が占めるが、魚市場を含む漁業関連インフラが不十分であるため、漁獲後の損失が大きい。マプト市内には魚を扱う市場が 4 箇所存在するものの、市場の衛生管理などを定めた「マプト市営市場運営指針」に適合した施設がなく、衛生面での課題も大きい。漁業関連インフラ整備を通じた水産物流通の改善により、零細漁業に関わる人々の生計を向上させることは喫緊の課題となっている。

モザンビーク政府は、現行の貧困削減支援戦略 (the Action Plan for the Reduction of Absolute Poverty II : PARPA II) において「幅広い経済成長を通じた貧困削減」を掲げており、貧困層を抱える零細漁業振興はその取り組みの一部である。また、

「水産計画方針 2010-19 (Plano Director Das Pesca (Fisheries Master Plan) : PDP II)」において「零細漁民の生活向上」を目標に掲げ、魚市場の近代化を含む漁業関連インフラ整備等の取組を推進している。これらの戦略に基づき、モザンビーク政府は、マプト市唯一の水産物専門の公設魚小売市場であるマプト市魚市場を日本の無償資金協力により整備しており、同施設は 2015 年 12 月に完成した。同施設をマプト市が持続的且つ適切に管理運営し、衛生的な鮮魚が流通する拠点として活用されるべく、魚市場の運営管理と水産物の衛生改善にかかる技術的支援を行う本件専門家の派遣がモザンビーク政府より要請された。

7. 業務の内容

本業務従事者は、マプト市市場局市場課をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、C/P と共にマプト魚市場の持続的な運営管理のための能力強化、施設・機材の管理能力の強化、海産物の衛生的な取扱いのための体制強化に関する技術的指導・助言を行う。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間 (2017年9月上旬)

- ① 既存の JICA 報告書、モザンビーク政府作成の関連報告書等を参照し、マプト魚市場の現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力（特に無償資金協力「マプト魚市場建設計画」の活動）の概要を把握・分析する。
- ② JICA 農村開発部課題アドバイザー、無償資金協力施工監理コンサルタント等関係者への聞き取り、参考資料等からマプト魚市場に関する情報収集と、課題抽出を行う。
- ③ 抽出された課題に関し、マプト魚市場が抱える課題に類似した他の事例の市場運営管理、施設機材管理および衛生管理の状況について情報収集する。
- ④ 現地業務工程表（案）を含むワークプラン（和文・英文）を作成し JICA 農村開発部による確認ののち提出する。併せて、モザンビーク事務所にもデータを送付する。

(2) 第1次現地業務期間 (2017年9月上旬～2017年10月中旬)

- ① 現地業務開始時に、JICA モザンビーク事務所、C/P 機関（マプト市及びマプト魚市場）にワークプランを提出し、業務計画の確認を得る。
- ② マプト市やマプト市魚市場、また必要に応じ、海洋・内水・漁業省傘下の国立水産・養殖開発機構（IDEPA）や国立水産物検査機構（INIP）からマプト魚市場における市場運営管理、施設機材管理、衛生管理に関する情報収集、ヒアリングを行い、それらの状況を把握するとともに、それら管理規則を収集する。魚市場内の販売ブース（以下「キオスク」）への給水及びキオスクからの排水状況には留意のこと。
- ③ 上記②で把握したマプト魚市場の市場運営管理状況に基づき、マプト市及び IDEPA 関係者と綿密に協議を行い、組織運営の改善計画を作成する。
- ④ 上記②で把握したマプト魚市場の施設機材管理状況に基づき、マプト市及び IDEPA 関係者と綿密に協議を行い、施設機材の維持管理計画を作成する。作成にあたっては、保守・整備作業の履歴を記録するための維持管理記録簿等を導入する。
- ⑤ 上記②で把握したマプト魚市場の衛生管理状況に基づき、マプト市及び IDEPA 関係者と綿密に協議の上、衛生管理の改善計画を作成する。
- ⑥ 上記③から⑤の各改善計画に今後の研修計画を加えて、現地業務結果報告書（英文）とし、C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑦ JICA モザンビーク事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

(3) 第1次国内整理期間 (2017年10月下旬)

- ① 第一次現地作業で作成した研修計画に基づき、研修資料案を作成する。
- ② キオスクへの給水及びキオスクからの排水問題に関し、その解決策を JICA 本部関係者とともに検討する。
- ③ 第1次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 農村開発部に提出し、報告する。

(4) 第2次国内準備期間 (2018年1月中旬)

第2次派遣業務計画書（和文）及びワークプラン（英文）を作成、農村開発部による確認の後提出する。併せて、モザンビーク事務所にもデータを送付する。

（5）第2次現地派遣期間（2018年1月下旬～3月上旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA モザンビーク事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 第1次現地派遣期間に作成した改善計画と研修計画に基づき、以下のプロセスにより、研修教材を作成の上、研修を実施する。研修は現場での実践を伴うものとする。
 - ア) マプト市及び IDEPA 関係者と市場運営管理、施設機材管理、衛生管理にかかる改善計画と研修計画のレビューを行い、それぞれの計画の見直しを行う。
 - イ) 上記ア) を踏まえて、第一次国内整理期間に作成した研修資料案について、マプト市及び IDEPA 関係者等とともに見直す。
 - ウ) 上記検討を踏まえ、マプト市及び IDEPA 関係者等と協働し、研修で使用する教材を取り纏める。
 - エ) 研修実施後の改善状況をモニタリングするためのモニタリングシートを作成し、記入方法を説明する。
- ③ キオスクへの給水及びキオスクからの排水問題を確認し、具体的な対応策をCPに提案する。
- ④ 上記②エ) で作成したモニタリングシートを通じた改善状況の把握を行い、必要に応じてモニタリング方法を改良する。
- ⑤ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑥ JICA モザンビーク事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

（6）第2次国内整理期間（2018年3月中旬）

- ① 第2次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 農村開発部に提出し、報告する。

（7）第3次国内準備期間（2018年5月上旬）

- ① モニタリングシートを確認し、改善活動の進捗状況を把握する。
- ② 第3次派遣業務計画書（和文）及びワークプラン（英文）を作成、農村開発部による確認の後提出する。併せて、モザンビーク事務所にもデータを送付する。

（8）第3次現地派遣期間（2018年5月中旬～6月下旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA モザンビーク事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② モニタリングシートを通じて把握した改善活動の進捗状況について、現状を確認する。

- ③ マプト市及びマプト魚市場による改善活動の進捗を確認し、必要な助言を行う。
- ④ 上記③を踏まえ各改善計画を更新し、モニタリング方法の改良を行う。
- ⑤ 提案したキオスクへの給水及びキオスクからの排水改善案に関し、その改善進捗を確認し、必要な助言を行う。
- ⑥ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑦ JICA モザンビーク事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

(9) 第3次国内整理期間（2018年7月上旬）

第3次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 農村開発部に提出し、報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン（和文）（英文）（全体及び各派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

和文 2 部（JICA 農村開発部、JICA モザンビーク事務所へ各 1 部）

英文 5 部（JICA 農村開発部、JICA モザンビーク事務所、C/P 機関へ各 1 部）

(2) 現地業務結果報告書（和文）（英文（各派遣時））

現地派遣期間中に実施した業務内容を関係者と共有するために作成。実施した業務の内容と経過や結果を記載。

和文 2 部（JICA 農村開発部、JICA モザンビーク共和国事務所へ各 1 部）

英文 5 部（JICA 農村開発部、JICA モザンビーク事務所、C/P 機関へ各 1 部）

ただし、第3次現地業務結果報告書（和文）は（3）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、第3次現地業務結果報告書（英文）には以下を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

- ・ マプト魚市場運営管理機材管理衛生管理に関する提言

(3) 専門家業務完了報告書（和文 3 部）

- ・ マプト魚市場運営管理機材管理衛生管理に関する提言
- ・ マプト魚市場運営管理体制改善計画、施設機材管理体制改善計画、衛生管理改善計画
- ・ 改善計画モニタリング体制及びモニタリングシート

C/P と協働して作成した研修教材については各次報告書に参考資料として添付して提出することとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ヨハネスブルグ⇒マプト⇒ヨハネスブルグ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿舍手配

第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ

なし

エ) 通訳備上

あり（英語－ポルトガル語）

オ) 現地日程のアレンジ

第1次現地派遣開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供

マプト魚市場内における執務スペース提供

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

・マプト魚市場建設計画 事業事前評価表

(https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011_1161340_1_s.pdf)

・マプト魚市場建設計画 準備調査報告書

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/1000019765.pdf>)

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、

年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとします。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ありません。

- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA モザンビーク事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④ 90日を超える派遣においては、公用旅券での入国が必要となります。
- ⑤ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上